



野々市市危険ブロック塀の除却に関する補助制度

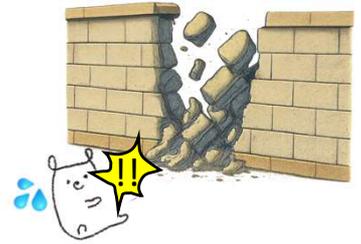
野々市市では、地震や強風等による塀の倒壊リスクを軽減し、通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀の撤去費用の一部を補助します。

補助対象者

市税を完納している方で、補助対象の危険ブロック塀の全部または一部を撤去する方

補助の対象となる危険ブロック塀

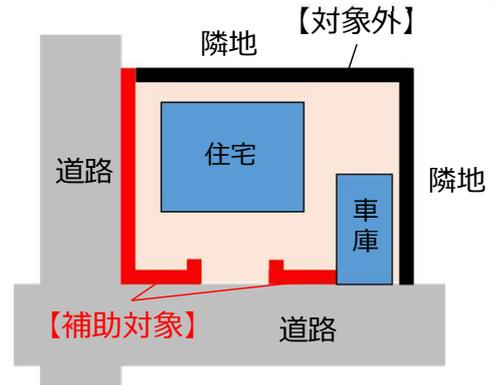
- ・コンクリートブロック造、石造その他の組積造の塀及び門柱
- ・道路に面するもの
- ・ブロック塀の安全性判定基準を1項目でも満たしていないもの



補助金額

最大10万円

(4,000円/㎡ × 除却する危険ブロック塀の見付け面積 (㎡))
※基礎の部分を除く



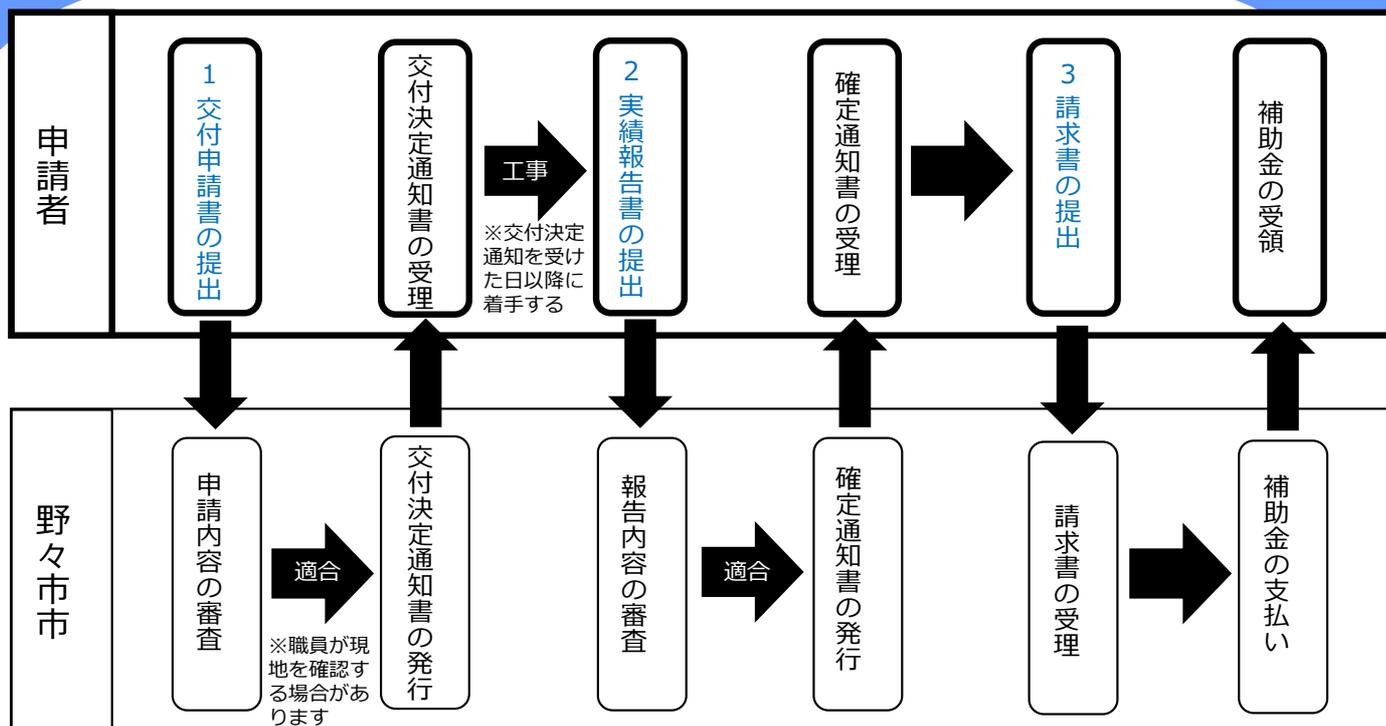
ブロック塀の安全性判定基準

※コンクリートブロック塀の場合

判定区分	判定基準		判定
塀の高さ	2.2m以下		
壁の厚さ	15cm以下(高さ2m以下の塀は、10cm以下)		
鉄筋の有無	壁頂及び基礎	径9mm以上の鉄筋を横に配置	
	壁の端部及び隅角部	径9mm以上の鉄筋を縦に配置	
	壁内	径9mm以上の鉄筋を縦横に配置(80cm以下の間隔)	
控え壁	長さ3.4m以下ごとに配置		
	径9mm以上の鉄筋を配置		
	基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出		
鉄筋の定着	壁頂、基礎及び壁内の鉄筋	末端をかぎ状に折り曲げて、縦筋は横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛け定着	
	※縦筋を径の40倍以上基礎に定着させる場合は、基礎の横筋にかぎ掛け不要		
基礎	丈	35cm以上	
	根入れ	30cm以上	
劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等がない		



主な手続きの流れ



※予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

手続きに必要な書類

1 補助金の交付申請

- ① 交付申請書
- ② 判定表
- ③ 工事計画書（付近見取り図、配置図、立面図）
- ④ 工事請負契約書又は見積書の写し
- ⑤ 現況写真（全景が分かる写真）
- ⑥ 市税納税状況調査同意書又は納税証明書
- ⑦ ブロック塀を含む建物の所有権が確認できる書類 （申請者の住所とブロック塀の位置が同じである場合は不要）
- ⑧ 委任状（代理者が申請する場合）

2 実績報告

- ① 実績報告書
- ② 領収書の写し
- ③ 施工後の工事写真（全景が分かる写真。1の④と同じ方向から撮影したもの）

3 補助金の請求

- ① 請求書（確定通知書を受理した後、提出してください。）

⚠ 注意事項

以下の場合には補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

- ・ 交付決定の通知を受ける前に工事に着手、または工事が完了した場合
- ・ 建物の解体や建築に伴って危険ブロック塀を除却する場合
- ・ 新たにブロック塀を設置するために危険ブロック塀を除却する場合
- ・ 危険ブロック塀の下段の一部を残して危険ブロック塀を除却する場合
（安全かつ健全な2段以下のブロック、高さ60cm以下の部分を残す場合を除く）
- ・ 残る部分が安全上支障がある場合、周辺に被害が生じるおそれがある場合など